

消費者委員会、国民生活センター紛争解決委員会に関する現行の規定の比較

	消費者委員会	国民生活センター紛争解決委員会
設置	内閣府に消費者委員会を置く (設置法6条1項) ※1	独立行政法人国民生活センターに紛争解決委員会を置く (センター法11条1項) ※1
事務	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政の重要事項に関して自ら調査審議し、建議 ・諮問に応じ、消費者行政の重要事項に関して調査審議 ・内閣総理大臣に対し、必要な勧告 ・個別法の規定による事項の処理 (設置法6条2項)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要消費者紛争解決手続の実施 (センター法11条2項) ※2
職権の行使	委員会の委員は、独立してその職権を行う (設置法7条)	委員会は、独立してその職権を行う (センター法11条3項)
委員の任命	委員、臨時委員、専門委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命 (設置法9条、10条)	委員、特別委員は、専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命 (センター法13条、16条)
委員長	委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任 (設置法12条)	委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める (センター法17条1項)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く ・事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く ・事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する (設置法13条)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く ・事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く ・事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する※3 (センター法施行規則4条※4)
部会／和解の仲介・仲裁	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会は、部会を置くことができる ・部会に属すべき委員、臨時委員、専門委員は、委員長が指名 ・部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名 ・委員会は、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる (消費者委員会令1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・和解仲介手続(仲裁手続)は、一人又は二人以上の仲介委員(仲裁委員)によって実施 ・仲介委員(仲裁委員)は、委員、特別委員のうちから、委員長が指名 ・二人以上の仲介委員が指名されている場合には、手続上の事項は、仲介委員の過半数で決する (センター法20条、30条)

※1 設置法：消費者庁及び消費者委員会設置法、センター法：独立行政法人国民生活センター法

※2 和解仲介手続・仲裁手続は非公開(独立行政法人国民生活センター法23条、32条)

※3 国民生活センター紛争解決委員会事務局長・事務局職員は、国民生活センター理事長が任命するが、委員長の指揮監督を受ける。また、事務局長・事務局職員は、重要消費者紛争解決手続の実施に関し、仲介委員・仲裁委員以外の何人からも命令・指示を受けず、中立かつ公正な立場において、その職務を行う(独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会業務規程11条、12条)

※4 事務局長及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない(独立行政法人国民生活センター法施行規則4条)

【消費者庁及び消費者委員会設置法（抄）】

第六条 内閣府に、消費者委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項

ト 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法（第二十条を除く。）、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

第九条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第十条 委員及び臨時委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

第十二条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第十三条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

【消費者委員会令（抄）】

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

第二条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

【独立行政法人国民生活センター法（抄）】

第十一条 センターに紛争解決委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、重要消費者紛争の解決のための和解の仲介及び仲裁の手續（以下「重要消費者紛争解決手續」と総称する。）の実施その他この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 委員会は、独立してその職権を行う。

第十二条 委員会は、委員十五人以内をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。

第十三条 委員は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 3 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。
- 4 通則法第二十三条第二項の規定は、委員について準用する。

第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第十五条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、刑法 その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十六条 重要消費者紛争解決手續に参加させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員の任期は、二年とする。
- 3 第十二条第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十四条第二項及び前条並びに通則法第二十三条第二項の規定は、特別委員について準用する。

第十七条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第十八条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長又は前条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員（第二十一条第二項において「委員長代理者」という。）が出席し、かつ、現に在任する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第二十条 委員会が行う和解の仲介の手續（前条第三項の規定による手續を含む。以下「和解仲介手續」という。）は、一人又は二人以上の仲介委員（和解仲介手續を実施する者をいう。以下同じ。）によって実施する。

- 2 仲介委員は、事件ごとに、委員又は特別委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、前項の規定により仲介委員を指名するに当たっては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲介委員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。
- 4 仲介委員は、中立かつ公正な立場において、和解仲介手續を実施しなければならない。
- 5 二人以上の仲介委員が指名されている場合には、和解仲介手續上の事項は、仲介委員の過半数で決する。

第二十三条 和解仲介手續は、公開しない。

第三十条 委員会が行う仲裁の手續（前条第三項において読み替えて準用する第十九条第三項の規定による手續を含む。以下同じ。）は、一人又は二人以上の仲裁委員（当該仲裁の手續を実施する者をいう。以下同じ。）によって実施する。

- 2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、委員長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がされなかったときは、委員又は特別委員のうちから委員長が指名する。
- 3 仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士（司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争について行う仲裁の手續の場合にあつては、弁護士又は同条第二項に規定する司法書士）でなければならない。
- 4 委員長は、第二項ただし書の規定により仲裁委員を指名するに当たっては、委員又は特別委員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、仲裁委員の構成について適

正を確保するように配慮しなければならない。

- 5 仲裁委員は、中立かつ公正な立場において、仲裁の手段を実施しなければならない。

第三十二条 仲裁の手段は、公開しない。

【独立行政法人国民生活センター法施行規則（抄）】

第四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
- 4 事務局長及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会業務規程】

第十一条 事務局長及び事務局の職員は、センターの理事長が任命する。

- 2 事務局長及び事務局の職員は、委員長の指揮監督を受け、前条に定めるもののほか、委員長から命を受けた局務又は事務を処理する。

第十二条 委員会、委員、特別委員、仲介委員及び仲裁委員は、重要消費者紛争解決手段の実施その他センター法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することに関し、法令、この規程のその他の定めを遵守し、中立かつ公正な立場において、独立してその職務を行う。

- 2 事務局長及び事務局の職員は、重要消費者紛争解決手段の実施に関し、当該手段を実施している仲介委員又は仲裁委員以外の何人からも命令又は指示を受けず、中立かつ公正な立場において、その職務を行う。